

電気料金種別定義書

【おうちプラン】

株式会社 L o o o p

目次

| | |
|------------------------|----|
| 1. 実施期日 | 2 |
| 2. 定義 | 2 |
| 3. 適用条件 | 2 |
| 4. 電気料金 | 4 |
| 5. 割引種別 | 4 |
| 6. 契約電流の変更 | 6 |
| 7. 本定義書の変更および廃止..... | 6 |
| 別表 | 7 |
| 1. 電気料金 | 7 |
| 2. 割引額 | 7 |
| 3. 燃料費調整 | 8 |
| 4. 離島ユニバーサルサービス調整..... | 10 |

電気料金種別定義書【おうちプラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。）を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整、離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額（10%）を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2022年6月1日より実施します。

2. 定義

(1) 特定卸供給

一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給をいいます。

(2) LoopSolar

当社の商品である太陽光発電システム「Loop Solar」をいいます。

(3) Loopでんち

当社の商品である蓄電システム「Loopでんち」をいいます。

(4) Loopガス

当社のガス料金メニューである「Loopガス」をいいます。

(5) その他本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

| | |
|--------------------|--|
| 北海道、東北、東京、中部、北陸、九州 | 当社との契約時または、設備変更の申出時の①契約電流が5アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること、または、②契約容量が6キロボルトアンペア未満であること。 |
| 関西、中国、四国 | 当社との契約時または、設備変更の申出時の契約容量または、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。 |
| 沖縄 | 当社との契約時または、設備変更の申出時の契約容量ま |

| | |
|--|---|
| | <p>たは、最大需要容量が50キロワット未満であること。 また、需要場所において動力プランとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。</p> |
|--|---|

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流、契約容量または最大需要容量

| | |
|---------------------------|---|
| <p>北海道、東北、東京、中部、北陸、九州</p> | <p>イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>ロ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。契約電流または契約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量を契約電流の値とします。</p> <p>ハ 当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> |
| <p>関西、中国、四国</p> | <p>ニ 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。</p> <p>ホ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における値を引き継ぐものとします。契約容量または最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定が不明である場合、計量器の最大容量÷10を契約容量の</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>値とし、計量器の最大容量が60アンペア以下であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることと同義とします。</p> <p>へ 当社、又は一般送配電事業者は最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。</p> |
| 沖縄 | <p>ト 契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定するものとします。</p> <p>【式】</p> $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 ボルト(ボルト)} \times \frac{1}{1000}$ <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定が難しい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>チ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約容量は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。</p> |

4. 電気料金

- (1) 料金は、最低月額料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計とします。なお、燃料費等調整額は、別表3（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。最低月額料金、電力量料金は、別表1（電気料金）のとおりとします。
- (2) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

5. 割引種別

- (1) ソーラー割

- イ 適用条件
お客さまの電気の使用場所に設置された太陽光発電設備から発電される電力のうち、当該使用場所で使用する電力を控除した電力について、当社が特定卸供給を受けている場合、「ソーラー割」を適用します。
 - ロ 割引額
割引額は、別表2（割引額）のとおりとします。
- (2) ソーラー割L
- イ 適用条件
お客さまの電気の使用場所に設置された「LoopSolar」から発電される電力のうち、当該使用場所で使用する電力を控除した電力について、当社が特定卸供給を受けている場合、「ソーラー割L」を適用します。
 - ロ 割引額
割引額は、別表2（割引額）のとおりとします。
- (3) Loop でんち割
- イ 適用条件
お客さまの電気の使用場所に設置された Loop でんちについて、当社への遠隔制御の通信が導通完了し、かつお客さまから工事が完了したことの証跡を当社が受領している場合、「Loop でんち割」を適用します。
「EV 割」との併用はできません。
 - ロ 割引額
割引額は、別表2（割引額）のとおりとします。
- (4) ガス割
- イ 適用条件
「Loop ガス」をご契約されており、以下の条件を全て満たす場合、「ガス割」を適用します。
 - ① Loop ガスの需要場所がおうちプランの需要場所と同一であること
 - ② Loop ガスのお支払方法がおうちプランと同一であること
 - ロ 割引額
割引額は、別表2（割引額）の通りとします。
- (5) EV 割
- イ 適用条件
お客様自身が電気自動車（以下、「EV 車」といいます。）を保有しており、EV 車用の充電設備がご自宅に備わっている場合、「EV 割」を適用します。
「Loop でんち割」との併用はできません。
供給条件を満たさない状況が確認された場合は、割引適用を解消する可能性があります。

ロ 割引額

割引額は、別表2（割引額）の通りとします。

6. 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1. 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。ただし、契約電流 15 アンペアの場合は、契約電流 10 アンペアの 1.5 倍とします。

| | 最低月額料金 | | 従量料金単価 | |
|---------|-----------------|--------|-------------|---------|
| | | | | |
| 北海道電力管内 | 契約電流 10 アンペアにつき | 0.00 円 | 1 キロワット時につき | 32.00 円 |
| 東北電力管内 | 契約電流 10 アンペアにつき | 0.00 円 | 1 キロワット時につき | 28.00 円 |
| 東京電力管内 | 契約電流 10 アンペアにつき | 0.00 円 | 1 キロワット時につき | 28.80 円 |
| 中部電力管内 | 契約電流 10 アンペアにつき | 0.00 円 | 1 キロワット時につき | 28.50 円 |
| 北陸電力管内 | 契約電流 10 アンペアにつき | 0.00 円 | 1 キロワット時につき | 25.50 円 |
| 関西電力管内 | 1 契約につき | 0.00 円 | 1 キロワット時につき | 25.50 円 |
| 中国電力管内 | 1 契約につき | 0.00 円 | 1 キロワット時につき | 26.50 円 |
| 四国電力管内 | 1 契約につき | 0.00 円 | 1 キロワット時につき | 26.90 円 |
| 九州電力管内 | 契約電流 10 アンペアにつき | 0.00 円 | 1 キロワット時につき | 25.40 円 |
| 沖縄電力管内 | 1 契約につき | 0.00 円 | 1 キロワット時につき | 28.50 円 |

※2022 年 6 月 1 日以降に到来する料金の算定期間に対して適用します（2022 年 5 月末日までに電力需給を開始されているお客様は、2022 年 6 月の検針日においては改定前の電気料金が適用されます。他方、2022 年 6 月 1 日以降に電力需給を開始されているお客様は、2022 年 6 月中に検針日を迎える場合であっても上記電気料金が適用されますのでご注意ください。）。

2. 割引額

従量料金単価から以下の金額を割引きます。

| | ソーラー割 | ソーラー割 L | Loop でんち割 | ガス割 | EV 割 |
|---------|--------|------------|--------------|--------|--------|
| 北海道電力管内 | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | — | 1.00 円 |
| 東北電力管内 | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | — | 1.00 円 |
| 東京電力管内 | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | 1.00 円 | 1.00 円 |
| 中部電力管内 | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | — | 1.00 円 |
| 北陸電力管内 | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | — | 1.00 円 |
| 関西電力管内 | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | — | 1.00 円 |
| 中国電力管内 | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | — | 1.00 円 |
| 四国電力管内 | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | — | 1.00 円 |
| 九州電力管内 | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | — | 1.00 円 |
| 沖縄電力管内 | 1.00 円 | 1.00 円 | 3.00 円 | — | 1.00 円 |

3. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、次のとおりとします。

| | α | β | γ |
|---------|----------|---------|----------|
| 北海道電力管内 | 0.4699 | — | 0.7879 |
| 東北電力管内 | 0.1152 | 0.2714 | 0.7386 |
| 東京電力管内 | 0.1970 | 0.4435 | 0.2512 |
| 中部電力管内 | 0.0275 | 0.4792 | 0.4275 |
| 北陸電力管内 | 0.2303 | — | 1.1441 |
| 関西電力管内 | 0.014 | 0.3483 | 0.7227 |
| 中国電力管内 | 0.1543 | 0.1322 | 0.9761 |
| 四国電力管内 | 0.2104 | 0.0541 | 1.0588 |
| 九州電力管内 | 0.0053 | 0.1861 | 1.0757 |
| 沖縄電力管内 | 0.2410 | — | 1.1282 |

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

基準燃料価格は以下のとおりとします。

| | 基準燃料価格 |
|---------|----------|
| 北海道電力管内 | 37,200 円 |

| | |
|--------|----------|
| 東北電力管内 | 31,400 円 |
| 東京電力管内 | 44,200 円 |
| 中部電力管内 | 45,900 円 |
| 北陸電力管内 | 21,900 円 |
| 関西電力管内 | 27,100 円 |
| 中国電力管内 | 26,000 円 |
| 四国電力管内 | 26,000 円 |
| 九州電力管内 | 27,400 円 |
| 沖縄電力管内 | 25,100 円 |

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | その年の 12 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日前日までの期間 |

| | |
|---|----------------------------------|
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間 | その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間) | その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日前日までの期間 |

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | | |
|---------|-------------|----------|
| 北海道電力管内 | 1 キロワット時につき | 19 銭 7 厘 |
| 東北電力管内 | 1 キロワット時につき | 22 銭 1 厘 |
| 東京電力管内 | 1 キロワット時につき | 23 銭 2 厘 |
| 中部電力管内 | 1 キロワット時につき | 23 銭 3 厘 |
| 北陸電力管内 | 1 キロワット時につき | 16 銭 1 厘 |
| 関西電力管内 | 1 キロワット時につき | 16 銭 5 厘 |
| 中国電力管内 | 1 キロワット時につき | 24 銭 5 厘 |
| 四国電力管内 | 1 キロワット時につき | 19 銭 6 厘 |
| 九州電力管内 | 1 キロワット時につき | 13 銭 6 厘 |
| 沖縄電力管内 | 1 キロワット時につき | 31 銭 6 厘 |

4. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、次のとおりとします。

| | α | β | γ |
|---------|----------|---------|----------|
| 北海道電力管内 | - | - | - |
| 東北電力管内 | - | - | - |
| 東京電力管内 | - | - | - |
| 中部電力管内 | - | - | - |
| 北陸電力管内 | - | - | - |
| 関西電力管内 | - | - | - |
| 中国電力管内 | - | - | - |
| 四国電力管内 | - | - | - |
| 九州電力管内 | 1.0000 | - | - |
| 沖縄電力管内 | - | - | - |

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が (ハ) 上限価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が (ハ) 上限価格を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{上限価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 離島基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

| | 離島基準燃料価格 | 上限価格 |
|---------|----------|------|
| 北海道電力管内 | - | - |
| 東北電力管内 | - | - |

| | | |
|--------|----------|----------|
| 東京電力管内 | - | - |
| 中部電力管内 | - | - |
| 北陸電力管内 | - | - |
| 関西電力管内 | - | - |
| 中国電力管内 | - | - |
| 四国電力管内 | - | - |
| 九州電力管内 | 52,500 円 | 78,800 円 |
| 沖縄電力管内 | - | - |

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 離島平均燃料価格算定期間 | 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間 |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | その年の 12 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 9 月 1 日から | その年の 1 月の検針日から |

| | |
|---|-------------------------------|
| 11月30日までの期間 | 2月の検針日前日までの期間 |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | その年の2月の検針日から 3月の検針日前日までの期間 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | その年の3月の検針日から 4月の検針日前日までの期間 |
| 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間) | その年の4月の検針日から 5月の検針日前日までの期間 |

二 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | | |
|---------|------------|----|
| 北海道電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 東北電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 東京電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 中部電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 北陸電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 関西電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 中国電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 四国電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 九州電力管内 | 1キロワット時につき | 3厘 |
| 沖縄電力管内 | 1キロワット時につき | - |